副検事	一号	五七四、〇〇〇円
	二号	五一六、〇〇〇円
	三号	四三七、七〇〇円
	四号	四二〇、三〇〇円
	五号	三八六、六〇〇円
	六号	三六三、七〇〇円
	七号	三四〇、四〇〇円
	八号	三一八、二〇〇円
	九号	三〇二、九〇〇円
	十号	二八五、三〇〇円
	十一号	二七四、九〇〇円
	十二号	二五二、〇〇〇円
	十三号	二四三、一〇〇円
	十四号	二三六、二〇〇円
	十五号	二二九、九〇〇円
	十六号	二一八、五〇〇円
	十七号	二一〇、七〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは、「百分の百五十五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万六千九百円」を「十二万九千三百円」に改める。

第二十五条第二項中「十万九千四百円」を「十一万千八百円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」と」の下に「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「九万六千円」を「九万八千五百円」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」と」の下に「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」と」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
	1	197,900円	327,200円
	2	199,600	329,400
	3	201,200	331,700
	4	202,900	333,900
	5	204,700	336,200
	6	206,400	338,400
	7	208,100	340,700
	8	209,700	343,000
	9	211,500	345,000
	10	213,400	347,100
	11	215,300	349,300
	12	217,200	351,400
	13	218,900	353,600
	14	220,900	355,600

内閣総理大臣　安倍　晋三